○総務省告示第三百三十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百五十号（二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日　　総務大臣　山本　早苗

第一項中「第四十九条の六の十二」を「第四十九条の六の十一」に改める。

○総務省告示第三百三十五号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等の検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日　　総務大臣　山本　早苗

第1の3の二の表4の項及び5の項中「第49条の6の9」の次に「又は第49条の6の10」を加え、「同条第1項第1号ノ」を「設備規則第49条の6の9第1項第1号ノ」に改め、同表6の項中「第49条の6の9」の次に「、第49条の6の10」を加える。

○総務省告示第三百三十六号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日　　総務大臣　山本　早苗

第三項第二号の表4の項及び5の項中「第49条の6の9」の次に「又は第49条の6の10」を加え、「同条第1項第1号ノ」を「設備規則第49条の6の9第1項第1号ノ」に改め、同表6の項中「第49条の6の9」の次に「、第49条の6の10」を加える。

○総務省告示第三百三十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日　　総務大臣　山本　早苗

表1の項及び2の項中「2,625MHzを超え2,655MHz以下を超え3,600MHz以下」を「2,625MHz 3,480MHz」に改める。

○総務省告示第三百三十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第二号ロ及びハ並びに第二項第二号、第四十九条の六の十第一項第二号ロ、第三項第二号並びに第四項第六号、別表第二号第12の4⑷オ及び5⑸並びに別表第三号17⑶の規定に基づき、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いて三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を次のように定める。

なお、平成二十五年総務省告示第四百七十三号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を定める件）は、廃止する。

平成二十六年九月二十六日　　総務大臣　山本　早苗

一　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

1　設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

⑴　基地局の送信装置

ア　一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に輻射される平均電力が（一）一三dBm（電力の一ミリワットに対する比をデシベルで表したものをいう。以下同じ。）以下の値であること。

チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）	周波数幅（MHz）
五	五	四・五
	一〇	四・五
一〇	七・五	三・八四
	一〇	九
	一二・五	三・八四
	二〇	九
一五	一〇	三・八四
	一五	一三・五
二〇	三〇	一三・五
	二二・五	三・八四
	一七・五	三・八四
	二〇	一八
	四〇	一八

注1　離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に隣接チャネル漏えい電力の許容値を適用する。